

の段に、げす女の髪うるはしくみじかくてありぬべしとあるも、下主女のさげ髪をいへるなり。後世に、なりても、平家物部卷二鬼界島の事を、男は鳥帽子も著す、女は髪もさげざりけりとあるにて、賤の女まですべらかしなりし事明し、下輩もさげ髪の風俗世々に傳りし證は、天和三年、大坂西鶴作一代男、卷三下の關稻荷町の遊女の事を、上方のしなしありてとりみださず、髪さげながらおほかたはうちかけとあり、田舎のはかなき妓さへ、垂髪に旌したるをもて其他を玄るべし已往物語、親見翁、享保年中八十餘歳にて、寛永以來江戸の風俗をかゝれたる物語としてある。人上梓する。物語としてある。人上梓する。むかしは正月五節供總じて祝ひ日には、何程の小身にても、家の主人麻上下を著し、召仕ふ侍も上下を著す。申略五節供は内室髪を下げ、針妙も髪をさげ、十歳以上の子供親の如く、その衣服をきせる。それのみならず、神佛參詣には髪を下げる云々とあり、こゝにむかしとあるは、此書を作られたる享保より六十年ばかりのむかし万治寛文あたりの事なるべし。

〔桂林漫錄〕下髪

戒庵漫筆、倭國婦人不裹足、髪長散披在後、

〔日本書紀十九恭〕七年天皇始幸藤原宮、皇后聞之恨曰、妾初自結髪陪於後宮、既經多年、甚哉天皇也。今妾產之、死生相半、何故當今夕必幸藤原、乃自出之燒産殿而將死、天皇聞之大驚曰、朕過也、因慰喻皇后之意焉。

〔安齋隨筆後編六〕一未嫁女不結髪、上古はいまだ嫁せざる女は、髪をあげずと見えたる、萬葉集に、タチバナノ寺ノ長屋ニ我イ子シウナキハナリハ髪アゲツランカ、とよみ、伊勢物語に、ぐらべこしふりわけがみも肩すきぬ君ならずしてたれかあぐべき、とよみ、又日本紀允恭天皇紀七年の紀に、皇后是を聞きて曰く、妾初め髪結てより後宮に陪る事、多年を経たりと記さる、文選の古詩にも、髪を結て、夫妻となると見ゆれば、和漢其の趣を同す、貞丈按に、髪ソギと云は、